

改正

平成4年3月23日条例第5号

平成19年7月6日条例第11号

平成22年12月17日条例第23号

占冠村活力あるむらづくり対策条例

占冠村活力あるむらづくり対策条例（昭和62年占冠村条例第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、法令、その他別に定めのあるものを除き、人口の減少による地域社会機能の低下を防止するため、企業の施設誘致に必要な措置を講じ、雇用の拡大、地域製品の消流促進を図り、活力あるむらづくりに寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 法人、又は個人で常用従業員を3人以上雇用し、村長が認めた組織をいう。
- (2) 別荘 固定資産税の課税客体となる土地、又は建物及び償却資産を設備し、当該企業が従業者（会員を含む）の保健保養若しくは、宿泊又は、教養に供する施設をいう。
- (3) 工場 固定資産税の課税客体となる土地、又は建物及び償却資産を設備し、製造、加工若しくは修理、運輸、こん包、試験研究等の用に直接供する施設及び附帯施設をいう。
- (4) 余暇利用施設 スポーツ振興と健康の保持増進に寄与し、年間180日以上利用できるもので、村長が認めた施設をいう。
- (5) 福利厚生施設 従業者の居住を主たる目的とするもので、村長が認めた施設をいう。
- (6) 老朽村有施設 村長が定める建設後概ね20年を経過した村有建物（村有リゾート施設を除く。）をいう。
- (7) 新設 村内に既存の別荘、工場、余暇利用施設、医療・福祉施設、情報通信施設を有しない者が新築、又は新規購入することをいう。
- (8) 投資 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号までに掲げる資産の取得額をいう。
- (9) 医療・福祉施設 医療法に定める医療提供施設、各種法律で定められた社会福祉のための施設及び附帯施設をいう。
- (10) 情報通信施設 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造、電気通信、コールセンター、ソフトウェア及び情報処理・提供サービスを行う施設をいう。
- (11) 常用従業員 期間の定めなく、かつ1年以上常時雇用される従業員をいう。
- (12) CO₂排出削減設備 事業活動に伴うCO₂の排出を削減するための省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備等の設備をいう。

（対象企業）

第3条 この条例の対象は、次の各号に掲げる企業で村長が地域の振興に寄与するもので、かつ公害を防止するための適切な措置が講じられていると認めたものとする。

- (1) 投資額2千万円以上の別荘を新設した企業、又は企業が所有する別荘を共同で管理する組合。ただし、組合の構成割合が70%以上であること。
- (2) 投資額500万円以上の工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設し、新たに3人以上の常用従業員を雇用する企業
- (3) 投資額5億円以上の余暇利用施設を建設した企業
- (4) 投資額3千万円以上の福利厚生施設を建設、又は増改築し若しくは、村外から就業した者に住宅を必要とする企業

- (5) 老朽村有施設を取得し、当該施設の目的に沿った管理運営を行う企業
 - (6) 村長が特に必要と認めたもの
- 2 前項各号の認定を受けようとする企業は、村長に申請しなければならない。
- 3 村長は、認定を受けた企業が、この条例に違反したときは、これを取り消すことができる。
- (対象事業)

第4条 この条例の対象となる事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 別荘新設事業
 - (2) 工場新設事業
 - (3) 余暇利用施設新設事業
 - (4) 福利厚生施設整備事業
 - (5) 老朽村有施設再生事業
 - (6) 就業奨励事業
 - (7) 用地取得奨励事業
 - (8) 医療・福祉施設新設事業
 - (9) 情報通信施設新設事業
 - (10) 簡易水道料金助成事業
 - (11) 環境保全推進奨励事業
 - (12) 特産品開発事業
- (助成金の交付)

第5条 村長は、前条に規定する事業に対し別表により、助成金の交付を行うことができる。

(承認申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする企業は、村長に申請しなければならない。

- 2 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めた企業に対し承認書を交付する。
- (承認の取り消し)

第7条 村長は、承認を受けた企業が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、助成金の全部若しくは、一部の返還を命ずることができる。

- (1) 施設を廃止、又は中止したとき若しくは、廃止したと認められるとき。
- (2) 虚偽、その他不正の手段により助成金等の交付を受け若しくは、受けようとするとき。
- (3) この条例、又はこの条例に基づく規則に反する行為があったとき。
- (4) 助成の対象の要件を欠くに至ったとき。
- (5) 村税等を滞納したとき。

(報告書の提出)

第8条 村長は、認定した企業に対し必要な報告を求めることができる。

- 2 認定を受けた企業等がその後、この条例の目的、内容等に変更が生じたときは、遅滞なく報告しなければならない。

(審議会の設置)

第9条 村長の附属機関として、占冠村企業認定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は村長の諮問に応じ、この条例の目的達成のため必要な審議を行う。
- 3 審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に適用を受けている者は、改正後の第3条の認定を得たものとみなす。

- 3 改正前の第6条及び第7条の規定は、改正後においても適用する。
- 4 改正後の第5条別表第4項第3号の規定は、平成3年4月1日以降の者から適用する。

附 則（平成4年3月23日条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月6日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日現在において資格要件を満たすものより適用する。
- 2 改正前の第3条第1項第6号の適用を受けている者は、改正後の第3条第1項第5号の認定を得たものとみなす。

別表（第5条関係）

事業名	助成及び貸付の率等	期間
1 別荘新設事業	当該施設に賦課された当該年度の固定資産税相当額の5%を助成する。	10年間
2 工場新設事業	(1) 工場を新設し、かつ常用従業員を30名以上雇用する企業に対し、当該施設に賦課された固定資産税を新たに賦課されることとなった年度より免除することができる。	5年間
	(2) 工場を新設し、かつ常用従業員を10名以上雇用する企業に対し、当該施設に賦課された固定資産税を新たに賦課されることとなった年度より免除することができる。	3年間
	(3) 工場を新設し、かつ常用従業員を3名以上雇用する企業に対し、当該施設に賦課された固定資産税を新たに賦課されることとなった年度より100分の50に相当する額を免除することができる。	3年間
3 余暇利用施設新設事業	当該施設に賦課された当該年度の固定資産税相当額の45%を助成する。	5年間
4 福利厚生施設整備事業	(1) 企業が規則で定める施設を建設する資金の借入れに対する利子補給として2%を助成する。ただし、限度額年50万円とする。	5年間
	(2) 前号に係る施設に賦課された当該年度の固定資産税の相当額の50%を助成する。ただし、一企業100万円を限度額とする。	5年間
	(3) 企業が村外からの採用者のうち、公営住宅に入居（6箇月以上）した者に対し当該住宅使用料の1/3を助成する。	3年間
5 老朽村有施設再生事業	当該施設（用地を含む。）に賦課された当該年度の固定資産税納付済み額の50%を助成する。	5年間
6 就業奨励事業	(1) 工場、医療・福祉施設又は情報通信施設の新設に伴い、常用従業員として新たに村内居住者を雇用する企業に対し、その数に24万円を乗じた額を、営業を開始した日から1年を経過した日の属する年度に助成することができる。ただし、3年間の合計額が1,500万円を超えるときは、1,500万円を限度とする。	3年間
	(2) 工場、医療・福祉施設又は情報通信施設の新設に伴い、常用従業員として新たに村外居住者を雇用する企業に対し、その数に6万円を乗じた額を、営業を開始した日から1年を経過し	3年間

	た日の属する年度に助成することができる。ただし、3年間の合計額が300万円を超えるときは300万円を限度とする。	
7 用地取得奨励事業	工場、医療・福祉施設又は情報通信施設の新設に伴い、当該施設の建設に係る用地取得費の100分の50に相当する額を、営業を開始した日の属する年度の翌年度に、一企業に対し1回限り、1,000万円を限度に助成することができる。ただし、用地取得日から起算して3年以内に工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設し、営業を開始するものに限る。	
8 医療・福祉施設新設事業	(1) 医療・福祉施設を新設し、かつ常用従業員として30名以上雇用する企業に対し、当該施設に賦課された固定資産税を新たに賦課されることとなった年度より免除することができる。	5年間
	(2) 医療・福祉施設を新設し、かつ常用従業員として10名以上雇用する企業に対し、当該施設に賦課された固定資産税を新たに賦課されることとなった年度より免除することができる。	3年間
	(3) 医療・福祉施設を新設し、かつ常用従業員として3名以上雇用する企業に対し、当該施設に賦課された固定資産税を新たに賦課されることとなった年度より100分の50に相当する額を免除することができる。	3年間
9 情報通信施設新設事業	(1) 情報通信施設を新設し、かつ常用従業員として30名以上雇用する企業に対し、当該施設に賦課された固定資産税を新たに賦課されることとなった年度より免除することができる。	5年間
	(2) 情報通信施設を新設し、かつ常用従業員として10名以上雇用する企業に対し、当該施設に賦課された固定資産税を新たに賦課されることとなった年度より免除することができる。	3年間
	(3) 情報通信施設を新設し、かつ常用従業員として3名以上雇用する企業に対し、当該施設に賦課された固定資産税を新たに賦課されることとなった年度より100分の50に相当する額を免除することができる。	3年間
10 簡易水道料金助成事業	(1) 工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設し、かつ常用従業員として30名以上雇用する企業に対し、営業を開始した日以降に、営業の用に直接供した簡易水道料金を支払った場合、営業を開始した日の属する月から起算し、1年度ごとに支払った額の100分の50に相当する額を、その翌年度に助成することができる。ただし、5年間の合計が1,500万円を超えるときは1,500万円を限度とする。	5年間
	(2) 工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設し、かつ常用従業員として10名以上雇用する企業に対し、営業を開始した日以降に、営業の用に直接供した簡易水道料金を支払った場合、営業を開始した日の属する月から起算し、1年度ごとに支払った額の100分の50に相当する額をその翌年度に助成することができる。ただし、3年間の合計が900万円を超えるときは900万円を限度とする。	3年間
	(3) 工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設し、かつ常用従業員として3名以上雇用する企業に対し、営業を開始した	3年間

	日以降に、営業の用に直接供した簡易水道料金を支払った場合、営業を開始した日の属する月から起算し、1年度ごとに支払った額の100分の25に相当する額をその翌年度に助成することができる。ただし、3年間の合計が450万円を超えるときは450万円を限度とする。	
11 環境保全推進奨励事業	(1) 工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設した企業に対し、村内で環境保全のために行う緑化事業に直接要した費用の100分の30に相当する額を、一企業に対し1回限り、100万円を限度に助成することができる。ただし、営業を開始した日から5年以内とし、事業を実施した日の属する年度の翌年度に助成するものとする。	
	(2) 工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設した企業に対し、事業活動に伴う規則で定めるCO ₂ 排出削減設備を導入するために直接要した費用の100分の50に相当する額を、一企業に対し1回限り、500万円を限度に助成することができる。ただし、営業を開始した日から5年以内とし、事業を実施した日の属する年度の翌年度に助成するものとする。	
12 特産品開発事業	工場を新設した企業に対し、地域資源を活用した新商品又は新製品の開発に直接要した費用の100分の50に相当する額を、一企業に対し1回限り、50万円を限度に助成することができる。ただし、製品化された日の属する年度の翌年度に助成するものとする。	